

7月はポイ捨て防止・喫煙マナー向上月間



ルールを守って歩きたばこや  
ポイ捨てのないきれいなまちに！

☎環境保全課環境計画係 (☎5722-9606、☎5722-9401)

区は平成15年7月に、ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例(ポイ捨て防止条例)を制定し、吸い殻・空き缶などを路上に捨てることを区内全域で禁止しています。

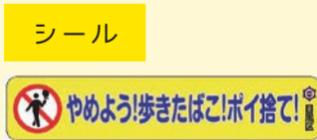
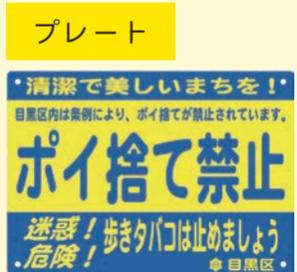
めぐろたばこルール(区内での喫煙のみまり)

- ①たばこのポイ捨てや歩きたばこは、区内全域で禁止
  - ②路上喫煙禁止区域(中目黒・学芸大学・都立大学・自由が丘駅周辺)では、公衆喫煙所以外の路上での喫煙は禁止
- ※自由が丘駅公衆喫煙所は、休止中

●みんなのまちはみんなできれいにしよう！

ポイ捨て防止条例に基づき、区と区民・事業者が協力して、まちの美化に取り組んでいます。

マナー向上を呼び掛けるため、自宅に掲示するポイ捨て禁止シールやプレート(右画像)を配布しています。また、トングやガム取り棒、たすきなどを区内の美化活動団体に貸し出します。詳細はお問い合わせください。



●ポイ捨て禁止・喫煙マナー向上キャンペーン

駅前・公衆喫煙所で啓発グッズを配布する活動を行います。参加希望者は、当日会場へお越しください。  
時7月14日(金)7:50~8:30 場中目黒駅前

区政の透明性向上のための3制度

透明性の高い区政を着実に推進するため、区では職員倫理制度、公益通報者保護制度、契約などの業務に対する要望記録制度を運用しています。

1 職員倫理制度

☎人事課人事係 (☎5722-9650、☎3715-8852)

区職員としての行動規範を明確にし、公正な職務遂行の確保を図る制度です。職員倫理条例に基づき運用しています。

公正な職務遂行を損なう行為の要求があったときは、拒否するとともに、職員倫理審査会(弁護士などで構成)に報告し、審議結果を踏まえて区民へ公表するなど必要な措置を行います。また、職員が事業者などから贈与を受けたときも、職員倫理審査会に報告します。

4年度における報告はありませんでした。

2 公益通報者保護制度

☎総務課総務係 (☎5722-9205、☎5722-9409)

区政における不正行為を予防し、早期に発見・是正するため、区職員や委託事業者などが第三者機関に通報したことで不利益を受けることがないように保護する制度です。公益通報者保護条例に基づき運用しており、通報を受け調査に当たるのは公益通報者保護委員(弁護士)です。

4年度は通報が1件ありましたが、調査の結果、「違法行為の事実は確認できず、事実として認められた事象については改善されているものの、通報者が不利益な取り扱いを受けた可能性がある」との報告がありました。

3 要望記録制度

☎区民の声課 (☎5722-9416、☎5722-9395)

契約や許認可などの業務に対し、特定の者への利益の付与のために、公平・公正を欠く働き掛けがあったときは、その内容等を記録し、組織として適切な対応を行うことで意思決定過程の透明性を確保する制度です。契約及び許認可等の業務に対する働き掛けに関する取扱要綱に基づき運用しています。

4年度における記録はありませんでした。

写真でつづるまちの記憶

目黒アーカイブ  
フォトギャラリー

その4  
昭和(戦中)  
の目黒

区制90周年の節目に、目黒のまちの移り変わりを振り返るシリーズ。4回目は昭和(戦中)期の一コマを紹介しします。

☎広報課 (☎5722-9486、☎5722-8674)

写真出典：「目黒区のあゆみ～写真でたどる区政の変遷」「あの日の顔～私たちのふるさと目黒の歩み」「昭和の戦争記録～目黒区民の体験で綴る」

昭和19年、目黒区で強制疎開が始まる



母に送られて出発する集団疎開の児童

昭和8年に満州事変が勃発、さらに昭和12年に日中戦争へ突入。日本国内では「非常時」という言葉が唱えられるようになり、日本の戦時体制は強まっていくこととなります。

昭和19年10月には国民学校の児童が山梨県と福島県に集団疎開させられることになりました。



目黒区上目黒の建物強制疎開。空襲、火災などの被害を少なくするために、建造物は取り壊された

昭和20年、目黒区にも空襲

昭和20年3月10日には下町を中心とした東京大空襲があり、そのとき目黒は免れたものの、同年4月15日、5月24・25日にB29が目黒区に襲来しました。戦争終結までの区内の被害状況は、死者291人、負傷者1,553人、全焼家屋26,095戸、罹災者10万3,425人になりました。



昭和20年5月、空襲の2日後を写した貴重な写真

昭和20年、空襲直後の焼け跡で